美馬市監査委員告示第２号

平成３０年度財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により平成３０年度財政援助団体等に対する監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成３０年１１月２６日

美馬市監査委員　喜 多　　輝 光

美馬市監査委員　西 村　　昌 義

財政援助団体等に対する監査結果報告書

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等に対する監査の結果は、次のとおりである。

１　監査の対象

(1) 指定管理者に対する監査

団　体　名	施　　設　　名	所　管　課
①　株式会社 ウッドピア		農　　林　　課
②　株式会社 原田組	美馬市交流施設つるぎの湯大桜	木屋平総合支所経済建設課
④　株式会社 大和土建	美馬市中尾山高原森林総合利用施設	木屋平総合支所経済建設課
	美馬市中尾山健康増進施設	
	中尾山林業者等健康増進施設	

２　監査の期日

平成３０年１０月２４日（水）

３　監査の方法

監査の対象となる各団体及び所管課から提出された監査資料に基づき、関係者等から事情を聴取し、平成２９年度の金銭出納、事業運営状況及びその他の事務の執行について監査を行った。

４　監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり要望事項があった。

なお、軽易な事項については、その都度関係者に指導を行った。

（ 要 望 事 項 ）

今回監査を実施した施設の中には、単年度収支で赤字となった施設も見受けられた。指定管理者においては、その原因を分析し、今後の経営収支の安定に向け、取り組んでいただきたい。また、運営にあたっては、各施設の目的に沿った適正な管理を行い、市民の一層の利用促進を図っていただきたい。